

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

所沢狭山線	路線名
狭山市大字水野字月見野四三八番一八 地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五五 九番二地先まで	供用開始の区間
令和二年十月十六日	供用開始の期日
令和二年一月十四日付け川 越県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長二二・一八メートル。	備考